

生活動作訓練型デイサービス ほーむ
地域密着型通所介護・第1号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 アイサポートが開設する生活動作訓練型デイサービス ほーむ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（（指定介護予防通所介護に相当するものに限る。）以下「地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 生活動作訓練型デイサービス ほーむ

(2) 所在地 青森県青森市大字羽白字池上38番地9

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、地域密着型通所介護等の利用の申込みに係る調整、地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業に係るサービス計画の作成等を行うとともに、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 サービスの提供時間数に応じて1人以上配置

生活相談員は、日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

(3) 介護職員 単位ごとに専従で常時1人以上配置

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、健康管理その他必要な業務の提供にあたる。

(4) 機能訓練指導員 単位ごとに1人以上配置

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。

但し、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービスの提供は、午前9時00分から午後0時00分まで、午後1時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日2単位 20名とする。

午前 10名 午後 10名

(地域密着型通所介護等の内容)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係る地域密着型通所介護計画書に基づき、次の各号に掲げるサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護その他必要な身体の介護を行う。

(2) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(3) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、仲間づくり、老いや障がいの受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(4) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

(5) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料等)

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び関係市町村が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービス

であるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 第9条の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

※通常の実施範囲を越えた地点から、片道1キロメートルごとに30円

(2) その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、青森市の区域とする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、地域密着型通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。

4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等の対応方法)

第13条 従業者は、地域密着型通所介護等の提供中に利用者の体調や容態の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 地域密着型通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難

等の措置を講じるとともに、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(運営推進会議)

第16条 事業者は、地域密着型通所介護の提供に当たり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市の職員、地域密着型通所介護サービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に一回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者

を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものと、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年4回以上

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該従業者でなくなった後も同様とする。

3 事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨を、雇用契約の際に従業者と契約を取り交わすものとする。

4 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社 アイサポートの代表取締役と生活動作訓練型デイサービス ほーむの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。